

論文の内容の要旨

論文題目 パウロの贖罪論の考察—ローマ書を中心として—

氏 名 田 中 健 三

新約聖書のローマ書は、パウロの真筆の一つであるとされているが、その中の思想が後世に多大な影響を与えた書簡である。その主な思想の一つに贖罪論がある。それはイエスの出現と死および人々の復活信仰を、人々の「罪の赦し」あるいは「罪の贖い」と関連付けた救済論である。これはすでにパウロ以前に、パレスティナの原始キリスト教において流布していた思想であるが、パウロはユダヤ人以外の異邦人へキリスト信仰を伝達する際に、この贖罪論を活用した。

本論文は、ローマ書における贖罪論に潜むパウロの思考形式を明らかにし、その思考形式を相対化し、そのことにより贖罪論の限界を明らかにするものである。パウロの贖罪論の論理構成が様々な救済論およびキリスト論の中の一側面に過ぎず、それはユダヤ人以外へ向けた説明に大きな役割を果たしたものの、その論理構成には図式主義が内包されていることを新約聖書全体、旧約聖書、旧約聖書外典偽典その他の文書を例示して実証しようという試みである。

贖罪論は近代以降キリスト教内外から様々な角度で批判されてきた。多様な批判の主な原因は、「罪」や「贖罪」という概念が、時代の実生活や思想にもはや適合しなくなってきたということにあるであろう。「罪」という概念は必ずしも一義的ではなく曖昧な面がある。またそれは何らかの規範を前提とする概念でもあるため、その規範の脆弱化に付随して説得力を失う概念である。また「贖罪」も「罪」概念の不明瞭さに伴い不明瞭な概念となり、さらにそれがイエスの死の犠牲理解と結びつく際に、その犠牲解釈の問題点についても指摘されてきた。

本来このような贖罪論批判はその思想の根源の一つと言えるローマ書に遡って吟味されるべきであるはずが、新約聖書学において今までそれが十分になされてこなかった。パウロ研究はそ

の方法論がますます多様になり、今までに膨大な論文が発表されてきており、贖罪論に関する論文も数多いのだが、パウロの贖罪論そのものに内包する論理を批判的に相対化するということはほとんどなされておらず、せいぜいパウロの贖罪論を歴史的背景から説明しようということにとどまっている。本論文は、現在議論されている贖罪論の問題点の根源に、ローマ書そのものが関与していないのか、という問題提起でもある。

贖罪論とは何かという問題は必ずしも容易ではないが、日本語の「贖罪論」は、期せずしてパウロの思想の特色を明解に表現している。贖罪論に相当する外国語は atonement (英語)、Sühne (ドイツ語)、expiation (フランス語) などであるが、いずれも日本語と異なり「罪」という語をその中に含まずにキリスト教的救済論を意味する言葉である。日本語の「贖罪論」もキリスト教的救済論と同義で使われることが多いが、救済を特に「罪の贖い」として理解している用語である。パウロの救済論は必ずしも「罪の贖い」あるいは「罪の赦し」に限定されてはいないのだが、ローマ書においては確かに「罪の贖い」が論旨の基調となっている。ローマ書ではハマルティアー (ἁμαρτία) というギリシア語が48回使われており、その類義語であるハマルテーマ (ἁμαρτήμα)、パラプトーマ (παράπτωμα)、アディキアー (ἀδικία)、アノミアー (ἀνομία)、アセベΙΑ (ἀσέβεια) および動詞ハマルタネイン (ἁμαρτάνειν) も救済論の文脈の中で用いられていることからそれがわかる。パウロは人間の罪ある状態とそこからの救いを救済論の中核に据えていたのである。われわれは贖罪論の定義を確定することから出発せず、ローマ書で用いられているハマルティアーおよびその類義語とそれらの文脈に注目して、その語の歴史的背景を概観した上でパウロの思想の特徴を探求していく方法を探る。

ユダヤ人であるパウロがローマ書で用いている諸概念の背景には、当然ユダヤの伝統がある。ローマ書で頻繁に旧約聖書に触れられていることからそのことは明白である。そこでわれわれは先ず旧約聖書において、罪および贖罪がどのように表現されていたかということから始めることとする。そのためにパウロも用いたとされるギリシア語訳旧約聖書である「70人訳聖書」を手掛かりとし、そこでギリシア語ハマルティアーと訳されている箇所ではヘブライ語に相当する語、およびヘブライ語の贖罪的動詞を概観してみる。

ハマルティアーと訳されている主要なヘブライ語は、ハッタート (חטאת)、アーヴォーン (עון)、ペシャア (פשע) である。これら全てにおける特徴として、それらは抽象的、観念的概念ではなく、具体的な事柄を表すとともに、行為とその結果を不可分のものとして一語に表している、と言える。旧約聖書における贖罪的動詞としてキッペル (כפר)、サーラハ (סלח)、ガーアル (נאל) などが挙げられる。それらの文脈は多様であり、政治的な場合や社会的、宗教的、道徳的など多岐に亘っている。その際に明示あるいは暗示される「罪」も必ずしも個人的なものだけではなく、民族などの共同体に関する場合も数多いのはパウロと対照的である。

パウロ時代のユダヤ教においては、旧約聖書の伝統上からやや離れて、「罪の赦し」は具体的な人間の行為とその清算を示すだけでなく、より一般的に人間の救済を示す用語としても用いられていたことが、旧約聖書外典偽典と呼ばれる諸々の文書や死海文書、フィロン、新約聖書における洗礼者ヨハネの発言などからわかる。そのような「罪」および「罪の赦し」の多義的使用

法をパウロも継承し、さらにそれを活用して自らの論を展開している。

ところで新約聖書の四つの福音書におけるイエスが、人々の「罪の赦し」に関する発言をあまりしていないことは、注目すべきである。しかもイエス後の編集による記述ではなく、生前のイエス自身に遡る可能性がある「罪の赦し」発言は、マルコ福音書2章1-12節およびその並行箇所にある「中風の癒し」物語とルカ福音書11章4節だけである。これらの箇所もイエス自身による発言である蓋然性は決して高くない。また「中風の癒し」物語はパウロの贖罪論とは異なり、病気と罪の因果関係がこの物語の主題の背後にあり、かつ病人自体の罪意識は全く問題とされていない。これらのことから贖罪論はイエス自身の発言に由来するものではなく、もっぱらイエス後のキリスト教会において広まっていった思想であることがわかる。

ローマ書においてパウロが使う「罪」は、一方でユダヤ教の律法を規範とした具体的な行為を意味し、他方では人間を支配する力の意味で用いられている。このような多義的あるいは非一貫的な用い方をしたのは、パウロが罪論自体を展開したいわけではなく、罪論を戦略的に用いたためである。ローマ書ではハマルティアがほとんど単数形で記されていることから、パウロにおける「罪」は支配力という意味であるという説が優勢であるが、彼は決して具体的行為としての罪理解を放棄はしていない。彼はユダヤ伝統の罪理解に基づいて、それをユダヤ外にも適用させようと意図した。律法に拘束されていない異邦人に宣教するために、パウロはユダヤ人が用いていた「罪」と「罪からの救い」という思想を、ユダヤ人にも異邦人にも該当する概念として用いた。パウロはユダヤ人も非ユダヤ人も皆罪人である（ローマ書3章9節、5章12節など）、ということを論証し、それを梃として、ユダヤ人も非ユダヤ人も罪から救済される、ことを伝えようと意図した。彼の宣教の目的は、ユダヤ人に限定されていた救済対象を全人類にも開く（ローマ書1章16節、3章22節など）ということであった。そういう意味でもキリスト教史上、異邦人伝道におけるパウロの言動は最も影響力を残した。そのパウロの説明の論理が贖罪論である。しかしそのパウロの論理は、罪を前提条件とした救済論理であり、万人罪人論を不可欠とした万人救済論なのである。ローマ書5章18節および11章32節にそれが明確に表されている。その論理の中には「誰もが罪人である」という一つの仮説が必然的に持ち込まれ、それを起点とする救済論はこの仮説の上に成り立っている。旧約聖書の創世記の「アダムの楽園追放」物語は元来原罪論を述べたものではないことは、今や旧約聖書学者の多数説となっている。パウロ時代のユダヤ教になると原罪論的思想が見られるのだが、パウロはそれを宣教に活用してローマ書5章の「アダム・キリスト論」で述べている。

このような前提としての罪とそこからの救済という思考順序によるパウロの論理は、新約聖書における救済論全てを包括することができるものではない。この思考形式に当てはまらない救済論が新約聖書内においても存在する。実際にパウロ自身の回心は、罪からの救済ではなく、むしろ罪の自覚は救済体験の後に生まれたことが新約聖書から確認することができる。またパウロ自身の宣教の実践においても、必ずしも「罪の赦し」がその使信の中心でない場合があることは、奴隷への宣教からも充分推測できるところである。また新約聖書には罪人であることを前提としない救済論およびキリスト論が存在する。例えばマタイ福音書5章3節以下、マタイ福音書18

章10節以下、ルカ福音書6章20節以下、ルカ福音書15章1節以下、19章1節以下、ヨハネ福音書9章、パウロ書簡であるローマ書14章8節以下、第二コリント書5章14節以下、ガラテヤ書2章20節などである。

従来のパウロの贖罪論研究は、せいぜい「万人」というキーワードに着目し、パウロの論理を解説するに留まっていたが、その贖罪論は救済論の表現の一つに過ぎず、その論理には前提条件とそこからの救済という画一的プロセスが組み込まれているという意味で限定的な表現であることが見過ごされてきた。本論文はその点で従来のパウロ解釈を一步進めるものである。